平成27年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

議事録

平成27年7月10日開催 (公開用)

高野町農業委員会

平成27年度第4回高野町農業委員会定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成27年7月10日(金)

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己

6番 柳葵 7番 久保良作 8番 上田静可

9番 中林 敬10番 梶谷廣美

以上9名出席

●欠席委員 5番尾家冨千代

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 倉本文和

事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹

●関係者

●議事事項 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

の意見について

協議第2号 高野町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)

実施要領の一部改正について

協議第3号 高野町農業委員会遊休農地等の利用意向調査

協議第4号 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の

実施について

●議事内容 次のとおり

事務局 (門谷佳彦)

おはようございます。それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまより平成27年度第4回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員でございますが9名、欠席委員1名、欠席委員については5番、尾家富千代委員が欠席をされております。高野町農業委員会会議規則第9条の規定により規定数を超えておりますので、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは開会に当たりまして、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

おはようございます。本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここのところ、本格的な梅雨といいますか、雨が続いておりまして、また今朝がたも大変激しい雨が降りました宵方。台風も何か続いて発生しておりまして、11号の動向がすごく気になるところでありまして、また農地等に影響を及ぼさないか少しまあ、心配の部分があるところであります。皆様方におかれましても、不自由でも農作業等に十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、早速議案審議のほうへ、お願いしたいと思います。

本日、議案2件、協議事項3件を上程させていただいております。どうか 慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

事務局 (門谷佳彦)

ありがとうございました。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録の署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員につきましては、9番、中林委員、10番、梶谷委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出につきましては、高野町農業委員会会議規則第8 条により、当会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いいたし ます。

柳議長

それでは改めまして、おはようございます。きょうはすごい雨で、一時は びっくりしたような、かなり大降りでした。まあ何とか上がって、きょうは 何とか晴れていくと思いますけど。これからいろいろありますけど、一つ協 議よろしくお願いいたします。

それでは次第に従って行います。

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明お願いいたします。

事務局 (門谷佳彦)

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、別添の農地につき、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。平成27年7月10日提出。 高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の申請につきましては、1件でございます。

農地の所在については、東富貴字・・・・・・番ほか5筆で、場所 については次のページの図面をごらんください。

登記簿は田及び畑、現況地目も花木及び畑となっております。農振区分については、農振農用地内となっております。面積は6筆、合計3,356平方メートルとなっております。権利の設定は、売買による所有権移転となっております。

譲渡人の住所氏名にいてです。大阪府・・・・・・・・、・・・ 氏。譲受人の住所氏名、和歌山県伊都郡高野町大字・・・・番地、・・・・ 氏となっております。

現地調査につきましては、6月24日に、事務局と下名迫委員とで実施いたしました。下名迫委員より後ほど報告があります。

今回の・・・・さんは、別紙の調査書のとおり1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作するため該当をいたしません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用 はありません。

4号の農作業常時要件については、本人が年間150日、妻が150日 行うため、該当せず、5号の下限面積にいては、高野町は全域で10アールの設定で、今回の取得面積あわせて33.56アールのため該当しません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当いたしません。

次に7号の地域調和要件については、権利取得後の花木の栽培や無農薬 野菜の作付を行い栽培した野菜を使って飲食店を経営するため該当しませ ん。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項 の各号には該当していないので、許可相当と考えています。

柳議長

はい、ありがとうございました。

続きまして現地報告について、下名迫委員から、よろしくお願いいたします。

下名迫委員

3番下名迫です。この写真を見てもらったらわかるんですけども、行く のには大変なとこでした。垣内主事が前もって、道開いてくださって、開 いてくれてありましたので、助かっておりました。どうもありがとうござ いました。

この本件については、平成27年6月24日に事務局の垣内主査とともに現地調査を行いました。

当該申請地においては、以前より花木等を栽培している圃場で、今回の申請者はIターンを機に新規就農を考えているため、同申請地の権利を取得するものです。

事務局、説明のとおり、現地において農地法第3条の各号に該当しない ことを確認しましたので、許可相当と意見答申します。

以上で報告終わります。審議お願いします。

柳議長ありがとうございました。

ただいま事務局及び担当農業委員より説明がありましたが、御意見などございませんか。

ないですか。何か言いたいことあったらお願いします。

各委員 (「異議なし」の声あり。)

柳議長いいですか。

各委員 (「はい」の声あり。)

柳議長 御意見なければ、許可、第7号議案について、許可したいと思います。 それで、よろしいですか。

各委員 (「はい」の声あり。)

柳議長 続きまして、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の意見について、事務局より説明お願いいたします。

事務局 (門谷佳彦)

議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見について、このことについて、別添の農地の方々より利用設定したい旨があり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本会の意見を求める。平成27年7月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の申請は、4件でございます。

まず1つ目に、番号27-7。農地所在は、中筒香字・・・・・・ほか1筆で、場所については次のページの図面をごらんください。

登記簿は田、現況地目も田となっております。農振区分についてですが、 農振農用地内となっております。面積は合計で1,027平方メートルと なっております。 利用設定は、使用貸借権となっております。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、大阪府・・・・・・、・・・氏。 利用権の設定する者の住所氏名、和歌山県伊都郡・・・・・番地、・・・ 氏となっております。

使用目的は、野菜。

期間については、5年となっております。

賃料は、使用貸借権のため無償となっております。

今回は新規設定となっております。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。

今回の申請者である・・・氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が200日となっていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えています。

続きまして、番号27-8。

農地の所在は、中筒香字・・・・番ほか1筆で、場所については次ページの図面をごらんください。

登記簿は田、現況地目も田となっております。農振区分についてですが、 農振農用地区域内となっております。面積は合計で812平方メートルと なっております。

権利設定は、使用貸借権でございます。

利用権の設定を受ける者の住所氏名は、大阪府・・・・・・、・・ 氏。利用権の設定をする者の住所氏名、和歌山県・・・・・・、・・・ 氏。

利用目的につきましては、水稲及び野菜。

期間は、5カ年となっております。

賃料は、使用貸借権のため無償。

今回は、新規設定でございます。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。今回の申請者である・・・氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含めて全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が200日となっていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えています。

続きまして、番号27-9。農地の所在、中筒香字・・・・・番ほか4筆で、場所については次のページの図面をごらんください。

登記簿は田及び畑、現況地目も田及び畑となっております。農振区分についてですが、農振農用地内となっております。面積は合計で3,542

平方メートルとなっており、利用設定は、使用貸借権となっております。 利用権の設定を受ける者の住所氏名、大阪府・・・・・・・、・・・ 氏。利用権の設定する者の住所氏名、和歌山県伊都郡・・・・・、・・・・

氏。

利用目的は、水稲及び野菜。

期間については、5カ年となっております。

賃料は、使用貸借権のため無償となっており、今回は新規設定となって おります。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準と して同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。

今回の申請者である・・・氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が200日となっていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

続きまして、番号27-10。農地の所在は、東富貴字・・・・・ほか2筆で、場所については次のページの図面をごらんください。

登記簿は畑、現況地目も畑となっております。農振区分については、農振農用地内となっております。面積は合計で1,724平方メートルとなっております。

利用設定は、使用貸借権。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、和歌山県伊都郡・・・・・・、・・・ 氏。利用権の設定する者の住所氏名、大阪府・・・・・・、・・・氏。 利用目的は、水稲及び野菜。

期間は、5年となっております。

賃料は、使用貸借権のため無償。

今回は、再設定となっております。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。

今回の申請者である・・・氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が150日となっていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

以上4件の御審議よろしくお願いいたします。

柳議長

ありがとうございました。

数が多いので、大変ですけど、これについて、何か御意見、御質問ございませんか。

ないですか。いいですか。

柳議長 それじゃ、これ許可したいと思います。 いいですか、はい、どうぞ。

辻本委員 ちょっと見方を教えてほしいんですけど。

27-9の利用権設定するものの中で、・・・・さんの5カ年、中筒香字・・・・、上のやつ見てたら、もうそっくりそのまま貸すということでなってるんやけど、この見方は、・・・・・は、どない。

事務局 (門谷佳彦)

はい、この表なんですけど、住所氏名は縦で見てもらう、権利設定、利用権って書いているとこを関係、始期、期間、賃料というので、縦に見てもらって、それで貸すところの土地については、ここの筆全部ということになります。ので、・・、・・、・・、・・・、・・が全て5カ年で使用貸借権の設定をするということでございます。

辻本委員 1、2、3、4。

事務局 (門谷佳彦)

5筆ですかね。

辻本委員 5筆全部いうことでないの。

事務局 (門谷佳彦)

そうです。ちょっとね、間にこの一点斜線と実線とでちょっと見にくい ところがあって、申しわけないですけど。

辻本委員 上からのつながりで。

事務局 (門谷佳彦)

つながりということで。

辻本委員 はみ出たということ、はい、わかりました。

事務局 (門谷佳彦)

そう、そういうことでございます。次回以降、ちょっとそういう御指摘 もありますので、様式等のほう改正、改修をするようにします。

柳議長 続く意見がないようですので、第8号議案について、可決したいと思います。

続きまして、協議第2号、高野町農業委員会農地パトロール実施要領の

一部改正について、事務局より説明お願いいたします。事務局より説明よ ろしくお願いいたします。

事務局 (門谷佳彦)

協議第2号、高野町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について、別添のとおり、実施要領の一部を改正したいので協議願いたい。平成27年7月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の改正でございますが、農地法の改正に伴い、農地利用意向調査の結果、調査結果を反映する必要があることや、農地中間管理機構等への通知など農家台帳記載等に関する修正部分があることで、今回改正をさせていただいております。

改正の内容につきましては、次のとおりに新旧対照表をつけさせていただいております。第6条の第1号のところにある、遊休農地については、農地法、以前が30条が32条に基づく条文の変更で、①、②、③については、新たに今回、農地法改正に伴って、改正されたものを反映させていただいております。

同じく第3号につきましては、条文が32条から36条に変わった部分で、改正をしております。中間管理権を取得するというのが、中間管理機構、以前より説明させていただいております中間管理機構が、できたことに伴い、この分が変更されたものでございます。

また、最後の第4条のところでございますが、非農地通知一覧表にて管理をするというふうになっていたのが、管理をし、かつ農地台帳から削除をするということを、する必要があるため、改正をしておるところでございます。

この要綱につきましては、本日同意をいただいたときから施行するようになっております。詳細の、別紙にお配りしております農地パトロールの実施要領というのが、ごついものがございまして、こちらのほうで、そういった旨のことを書いてあります。それに基づいて実施要領、実施要綱等の変更が必要になったので、今回の改正の案として、上程させていただいておるところでございます。

参考に1枚もので、農地中間の事業の対象となる農用地等というほうがありますので、また一度ごらんになっていただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

柳議長

ありがとうございました。何か御意見ございませんか。 何かいろいろとまた、御苦労をかけると思いますけど。 いいですか。

はい、どうぞ。

井手上委員 4番、井手上です。

(4)ですけども、これ「農地台帳から削除する。」ってなってますんやけど。これ、前のときもちょっと意見だけ言わせてもらったかと思うんですが、場所と地番と明確になっておるところであればそれはできると思うんですが、場所と地番が確かにそこであるっていうことが言えない場合に、どういう判断をされるのかちょっとそこら辺よろしくお願いいたします。

事務局 (門谷佳彦)

はい、ここに書いてある分については、農地で復元する利用することが不可能な土地と判断され、かつ農業委員会総会等の議決により、「農地に該当しない土地」と判断し、それを「非農地通知」したときに限り、台帳から削除しますということになるので、要は、審議をしない分について非農地であって、そういう明確なところがない場合については、削除しないというふうになりますので、まあ、デメリットとして、削除しない場合は、同じ状態であっても今回利用状況調査というのを皆様にお願いをしておるところでございます。この調査についても毎年同じようにしていただく必要が生じますので、その分を減らすこととすれば、こういう方法もとれるというふうになっておりますので、改正をしておるところです。

事務局として、常に削除してる箇所のケースとしては、本人より申請をいただいて、農地法第2条の農地でない旨の証明願いというふうなのが上がった場合、農業委員会総会のほうで、皆様に御審議していただいた結果、非農地であるという該当をいただいた分については、農地台帳から削除ております。ので、この場合に書いてあるケースとするのは、今回、毎年行っていただく利用状況調査において、要は、農地に復元して利用することが不可能な土地と判断された土地を、皆さんで非農地であるかというまが不可能な土地と判断された土地を、皆さんで非農地であるかというまし、非農地であると議決したときに限って、非農地として処理をするということになりますので、なかなか井手上委員の御指摘のとおり、難しいものでございますので、つ応制度上はできるということが、、農地法上では、農業委員会は、管内全ての農地を把握しているということが、法律の中で書かれておりますので、そこからそういう発想が出るんでしょうから、なかなか現実と統計のほうで考えていただくことが、乖離があるということがこういうことでございますので御理解をお願いいたします。

柳議長はい、ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。

各委員 (「はい、ありません」の声あり。)

柳議長なかったら、いいですか。

各委員 (「はい」の声あり。)

柳議長

じゃ、これ、この議案については、同意したいと思いますのでよろしく お願いいたします。

続きまして、協議第3号、高野町農業委員会遊休農地等の利用意向調査 等の手続規定の制定について、事務局より説明お願いいたします。

事務局 (門谷佳彦)

協議第3号、高野町農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続規定の制定について、別添のとおり、遊休農地等の利用意向調査等手続規定を制定したいので、協議願いたい。平成27年7月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

この件につきましても、農地法改正に伴い、農地の今までどおり利用調査というのをやっていただいておりましたが、今度、利用意向調査が法律上の明文化されたことに伴い、本会においても農地利用意向調査を実施するに当たり、手続等のルールを決めるため今回、提案させていただいているものでございます。

この利用意向調査でございますが、利用状況調査を実施したのち、遊休 農地1号または、2号となった農地について、農地の所有者に対して意向 調査を行うことというふうになっております。現状は、一旦ことしに関し て、皆さんに調査いただいたデータを農家台帳に入力したら、意向調査の 調査用紙が出力できるようになっておりますので、その調査用紙をもって、 まだ今のところどういうふうな手法でやるかというのを、まだ検討段階で ありますが、年内に調査を行い回答をいただいた内容を、反映させるとい う手続をするためのルールでございますので、御審議をよろしくお願いい たします。

柳議長

今の協議3号について、何か御意見ございませんか。

なければ、同意したいと思いますので、お願いします。

続きまして、協議第4号、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況 調査の実施について、事務局より説明お願いいたします。

事務局 (門谷佳彦)

協議第4号、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施について、別添実施要領に基づき、平成27年の利用状況調査を実施するので協議願いたい。平成27年7月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

この件につきましては、既にお手元にお配りをさせていただいております緑色のファイルでございます。

昨年度に引き続いて、本年も各担当地区においての利用状況調査をお願

いしたいものでございます。本年度の調査においても、昨年度と変わりなく調査方法等、先ほど議論、審議いただきました実施要領に基づいて行うものでございます。本年度から、利用意向調査を行う関係から、この調査結果について9月の定例会までに終わらせていただきたいと思っております。まあ、無理なこともありますが、その辺は個別で御相談させていただきますので、基本といたしましては、9月の定例会のときに御提出いただけるようお願いをします。提出いただいた地区から順次利用状況調査を実施する予定をしておりますので、9月までに、お忙しいと思いますがよろしくお願いをいたします。

担当地区につきましては、昨年度同様に次のページにございますとおり 担当地区を割っておりますので、御確認をいただきますようお願いをいた します。

以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

柳議長協議事案について、何かご質問ございませんか。

事務局 (門谷佳彦)

9月の定例会なんで、9月の10日前後というふうになりますので、それに出ていただいたら一番、最高にうれしいんですけど。まあ、まあ、それでしたら、もう少し大丈夫だと思いますので、お忙しいと思いますがよろしくお願いします。まこと無理なときは、早目に事務局に一報いただけましたらお願いいたします。

それとですね、すいません。伝え忘れておりました。手法として昨年と同じと言ってますので、ちょっと聞かせてもらっていいですか。タツノ記録、ここに出た日と何日出たとか、一日8時間で計算してもらっても構いませんので、一日とか0.5とか2時間とか、いろんなその回り方によって変わると思いますのでお願いします。

で、100日でたとか、いうてもお金の問題がありますので、予算のほうは、担当区最大7日、一週間を上限で予算を持っております。で、日当、一日当たり8,000円の支給をさせていただくようになります。最終また、源泉徴収等した上でまた、交付をさせていただく予定しておりますので、提出いただいた方から順次、お支払いをさせていただきますので、基本的には指定をいただいている御指定の口座に振り込むようになりますので、振り込みがまことにぐあい悪いというふうなことがありましたら、提出していただくときに、別途御連絡いただければ現金で払うことも可能です。

以上でございます。

柳議長はい、ありがとうございます。

下名迫委員 何日の半日いた場合は、活動内容のところに、半日と書くの。

事務局 (門谷佳彦)

O. 5とか、半日とかでわかるように。例えば、8時から12時までとか、書いていただいて、もう半日やったらは日と書いていただくのが一番いいんです。微妙な何か時間書かれると、計算がちょっと大変なんで。もうできれば一日、半日とか、そういうふうな書き方が一番。恐らくそういう感じになりますよね。30分だけ行ったとか、あんまりないと思われますので。

井阪委員団体及び個人ってここに書いてる。

事務局 (門谷佳彦)

個人って、個人の場合もありますということで、委員については総数としては20人以内を想定しているということで、いろんな団体であるとか、そういう個人の方、ここに書いてあるとおりですが、地方創生の取り組みに関心のある町民とかというところも含まれますので、個人ということもありますし、団体、今回については高野町農業委員会というふうな団体に対しての依頼がございましたので、皆様、委員の選出について御協議をいただきたいということで提案をさせていただいております。

柳議長 はい、ほかにございませんか どうぞ。

井手上委員 4番、井手上です。

広報入れるの、どないなっとうか、ちょっとお願いしたいと思いますが。

事務局 (門谷佳彦)

広報について、ちょっと紙面の都合もありますので、回覧か何かで別途対応しようかと事務局では考えておりますので、回覧の時期をいつにしようかなと、今うちのほうで思案してるところで、基本的な今月の4週の回覧で回すかなと思ってるんですけど。あんまり早く回し過ぎて、調査行く前に終わってしまうのもあるので、その辺ちょっとこちらのほうでかげんしながら、何らかの方法で広報はしようかと考えております。で、念のため立入調査されるときは、委員手帳ってもってはると思いますので、多分、言う人いてないと思うんですけど、持っといていただければそれで大丈夫だと思います。

柳議長ほかにないですか。

なければ、この件は同意したいと思います。

柳議長

よろしくお願いいたします。

それでは、きょうの協議全部終わりましたんで、ありがとうございました。 た。

これで、協議終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成27年7月23日

会 長			
署名委員	9番		
署名委員	10番		

[※]署名については、別紙原本にて行っています。

[※]この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。